

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令案 参照条文

(参照法律一覧)

| | |
|--|----|
| 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号) | 2 |
| 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号) | 5 |
| 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号) | 6 |
| 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) | 7 |
| 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号) | 9 |
| 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号) | 10 |

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成十一年法律第二号）第二条第一項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであつて、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいう。

4 経済産業大臣は、第二項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更しようとするときは、製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 （略）

(特定ものづくり基盤技術高度化指針)

第三条 経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針(以下「特定ものづくり基盤技術高度化指針」という。)を定めなければならない。

2 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項
- 二 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標
- 三 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法
- 四 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変更について準用する。
(中小企業信用保険法の特例)

第七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)(の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金に係るものをいう。以下同じ)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------------|------------|--|
| 第三条第一項 | 保険価額の合計額が | 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証(以下「特定研究開発等関連保証」という。)(に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ |
| 第三条の二第一項及び第三条の二第三項 | 保険価額の合計額が | 特定研究開発等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ |
| 第三条の二第三項 | 当該借入金の額のうち | 特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち |

| | | |
|----------|---------|------------------------------------|
| | 当該債務者 | 特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |
| 第二条の二第二項 | 当該保証をした | 特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした |
| | 当該債務者 | 特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定研究開発等

関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金）以下「特定研究開発等資金」とい

う。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（特許料等の特例）

第九条 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務発明」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許

を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

- 2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

- 二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

附則

（中小企業基本法の一部改正）

第三条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

- 第二十七条第三項中「及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）」を、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）」に改める。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）又は社債に係る債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）にあつては〇・八七パーセント（手形の割引を受けることによる債務のみについての特許保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。））の場合は、〇・七四パーセント）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）にあつては

○・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・七四パーセント）、法第三条の第三項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては○・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・三四パーセント）、法第三条の第四項に規定する売掛金債権担保保険にあつては○・四六パーセント、法第三条の第五項に規定する公害防止保険、法第三条の第六項に規定するエネルギー対策保険、法第三条の第七項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の第八項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては○・八七パーセント、法第三条の第九項に規定する特定社債保険（以下「特定社債保険」という。）にあつては○・五パーセントとする。

2）6（略）

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えないことができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）5（略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするることにより、中小企業者

一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2～4（略）

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするに由り、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2～4（略）

（保険料）

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（職務発明）

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継さ

せ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

| 各年の区分 | 金額 |
|-------------|-----------------------------|
| 第一年から第三年まで | 毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額 |
| 第四年から第六年まで | 毎年八千円に一請求項につき六百円を加えた額 |
| 第七年から第九年まで | 毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額 |
| 第十年から第十二年まで | 毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額 |

2 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。

- 3 第一項の特許料は、特許権が国又は第九九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）

（特許法関係手数料）

第一条（略）

- 2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

| | 納付しなければならない者 | 金額 |
|-----|--------------|--|
| （略） | （略） | （略） |
| 六 | 出願審査の請求をする者 | <p>一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十万二千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成し</p> |

| | | | |
|-----|-----|-----|--|
| (略) | (略) | (略) | なかつたものにあつては一件につき十三万四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十五万七千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額) |
|-----|-----|-----|--|

3・4 (略)

中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号) (抄)
(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称 | 所掌事務 |
|-------------|--|
| 中小企業経営支援分科会 | <p>一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百七十七号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)第十条第二項、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第四条第四項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第七十五号)第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> |

2
6
(略)

| | |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|